

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

主要行(11行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期
正常先	264.9	250.8	235.5	224.5	222.1	221.1	221.6	222.7	226.5
要注意先	48.5	45.8	43.8	40.5	34.4	28.2	18.9	17.3	14.7
┆(要管理債権)	8.5	11.3	11.6	11.5	9.1	7.0	3.4	2.7	2.3
破綻懸念先	8.9	12.2	9.5	6.6	6.2	5.2	7.1	3.6	3.1
破綻先・実質破綻先	3.2	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.0	0.8
要管理～破綻先の合計	20.6	26.8	23.9	20.2	17.5	13.6	12.1	7.4	6.1

地域銀行(113行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期
正常先	135.5	136.2	134.4	141.0	140.0	142.7	142.2	146.8	147.4
要注意先	34.2	32.9	31.0	30.1	28.0	26.5	24.8	23.7	23.1
┆(要管理債権)	4.2	4.6	4.8	4.9	4.5	4.1	3.6	3.1	2.8
破綻懸念先	6.1	6.4	6.5	6.3	6.0	5.8	5.5	5.1	4.8
破綻先・実質破綻先	4.0	3.9	3.8	3.5	3.4	2.8	2.5	2.2	2.0
要管理～破綻先の合計	14.2	14.8	15.0	14.7	13.9	12.8	11.6	10.4	9.7

全国銀行(126行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期
正常先	407.0	393.4	375.9	371.7	368.2	369.5	369.3	375.0	379.8
要注意先	84.5	80.2	75.8	71.4	63.0	55.3	44.1	41.4	38.1
┆(要管理債権)	13.5	16.5	16.8	16.6	13.7	11.1	7.0	5.9	5.1
破綻懸念先	15.8	19.3	16.4	13.0	12.3	11.2	12.7	8.9	8.0
破綻先・実質破綻先	7.4	7.4	6.9	5.7	5.6	4.3	4.1	3.2	2.8
要管理～破綻先の合計	36.6	43.2	40.1	35.3	31.6	26.6	23.8	17.9	15.9

預金取扱金融機関(661機関)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期
正常先		487.3		465.3		459.6		463.7	
要注意先		100.0		90.5		72.6		57.2	
┆(要管理債権)		19.1		19.2		13.0		7.5	
破綻懸念先		23.8		17.4		15.3		12.5	
破綻先・実質破綻先		11.2		9.0		7.2		5.6	
要管理～破綻先の合計		54.2		45.6		35.5		25.6	

(注) 1.要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2.主要行の計数は、都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

3.地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

4.全国銀行の計数は、都銀・長信銀等・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

5.15年3月期以降の計数は、UFJ銀行の再生専門子会社分を含み、15年9月期以降の計数はみずほグループ各社の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降の計数は、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含む。

6.不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

7.()は17年9月時点の対象金融機関数。